

令和2年長浜市農業委員会4月定例総会会議録

令和2年4月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（11人）

会長 12番 角田 功

会長職務代理者 8番 將亦 富士夫

委員 1番 小畑 義彦 3番 布施 善明
5番 西橋 絹子 7番 八若 和美
9番 北村 富生 13番 多賀 正和
15番 近藤 和夫 17番 家倉 和行
19番 池田 美由紀

2. 会議に欠席した委員

2番 伊藤 泰子 4番 阿辻 康博
6番 廣田 重夫 10番 大塚 高司
11番 堀田 繁樹 14番 中島 一枝
16番 廣部 重嗣 18番 保積 郷司
20番 松居 利平

3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
報告 農用地利用配分計画の認可の通知について
議案第475号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第476号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第477号 農用地利用集積計画案について

議案第478号 土地改良事業参加資格交替承認について

議案第479号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について

5. 議事録署名委員

13番 多賀 正和 15番 近藤 和夫

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和2年4月定例総会を開催させていただきます。

政府は、新型コロナウイルスの感染が都市部で急速に拡大している事態を受けて、4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき対策本部を設置し、同日、東京など7都府県を対象に緊急事態宣言を発出しました。これを受け、本市においても新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、密閉、密接、密集の三つの蜜を避けることをより一層推進するなど感染防止対策に取り組んでいるところです。また、本市教育委員会では、4月9日から市内の小、中、義務教育学校を一斉臨時休校といたしました。当農業委員会においても、4月3日に長浜市内で、新型コロナウイルス感染者が確認されたことも踏まえ、会長と協議し、本日の定例総会については、滋賀県農業会議の対応通知に基づき、感染防止のため、出席委員を減らして開催することとしましたので、ご理解をお願いします。総会の成立には、委員総数20名の過半数以上の出席が必要でありますので、出席委員を必要最小限の11名に減らしましたが、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議は成立しておりますのでご報告いたします。

なお、5月以降の定例総会につきましては、新型コロナウイルスの感染状況や、国、県、市の対応状況を踏まえ、会長と協議して決定させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、新年度の事務局体制と報告事項、本日の会議次第につきまして説明させていただきます。

まず、本年度の事務局体制でございますが、定期異動により、酒井局長、福永主幹が異動し、後任に、後藤主幹と私、秋野が配属となりました。他の職員につきましてはそのまま継続して事務局事務を担当させていただきます。以上のような新たな体制となりましたので、今年度一年間、どうぞよろしく申し上げます。また、新年度の各委員会担当者については、農業振興委員会は大住主幹が、農地最適化委員会は後藤主幹が、農地等調査委員会は西尾副参事が、鳥獣害対策特別委員会は金子次長が担当いたします。どうぞよろしくお願い致します。

それでは引き続き事務局より、報告と本日の会議次第について説明致します。

まず報告ですが、3月19日、滋賀県農業会議の常設審議委員会が、大津市において開催され、会長に出席していただいております。なお、本市からの諮問案件はございませんでしたので、事務局からは出席をしておりません。

3月に開催されておりました定例市議会において、当農業委員会に対し、前月の常任委員会と同様、活動状況等についての質問が出されたため、事務局において議会に出席し、対応させていただきました。また、その後の委員会において新年度予算について審議がされ、特に異議なく承認をいただいております。

続きまして、今月の審議事項につきましては、3条申請が4件、5条申請が10件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交替の承認、別段面積の設定、その他、各種届出等の報告がございます。

なお、農地転用に係る案件につきましては、去る4月3日に当番委員、7番の八若和美委員、9番の北村富生委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど、ご説明をよろしくお願い致します。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出致しております。

事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解をお願いいたします。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名を申しあげて頂いたうえで、個人情報にもご留意いただき、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせて頂きます。議事進行については、会長をお願い致します。

(会長)

日本だけでなく、全世界がコロナの影響を受けている状況の中で、この農業委員会でもそれに沿って会議の進め方の検討をする必要があり事務局と協議し、過半数の出席という形で会議をさせていただくことになりました。大変、お忙しい中にご出席していただきましてありがとうございます。コロナウイルスというのは、終息が見えなく、先の見えない状況ですのでこれ以上悪くならないように願うばかりです。目に見えないものなので油断が出来ない。十分にお気を付けていただき、お過ごししていただきたい。このままでいきますと、5月も同じように半数での総会となると思われれます。対策をたてながら進めることとなりますが、ご意見等を出していただきたいと思っております。

それでは、本日の欠席通告ですが、4月定例総会については新型コロナウイルス感染防止のため、出席委員を減らしての開催としましたので、次の委員が欠席となりました。2番の伊藤泰子委員、4番の阿辻康博委員、6番の廣田重夫委員、10番の大塚高司委員、11番の堀田繁樹委員、14番の中島一枝委員、16番の廣部重嗣委員、18番の保積郷司委員、20番の松居利平委員。以上の方が本日の欠席となります。本日の議事録署名委員報告ですが、13番の多賀正和委員、15番の近藤和夫委員、両委員よろしくお願い致します。

それでは、会議にはいります。議事が円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、報告事項について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和2年4月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。

なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、宮司町地先、田1筆、132㎡を売買により駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。当該地は三角地です。周囲の状況は、北と南は道路、西は宅地です。

続いて、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和2年4月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計32筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田が32筆 計38,104㎡の解約です。番号1から番号18、番号31、32が相対で番号19から30が中間管理事業による利用権の解約です。次に、番号1から18、番号31、32は、耕作者変更に係る解約です。利用権の設定のうち相対による利用権の設定に係る解約が含まれており、議案書右に記載している番号が利用権の設定の番号となっておりますのでご確認ください。次に番号19から番号30が転用目的による解約で、県道拡幅工事による用地買収に係る部分の解約となっております。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

続いて、農地利用配分計画の認可の通知について、令和2年4月10日、長浜市農業委員会会長名。

このことについて、滋賀県から農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により通知がありましたので、概要について報告させていただきます。2月定例総会において議案第465号で、計画が決定されたことにより滋賀県農林漁業担い手育成基金が農地中間管理権を取得された農地につきまして、令和2年3月26日付で、担い手育成基金が借り手となる認定農業者や農地所有適格法人等に貸借権を設定する、農用地利用配分計画が県知事の認可を受けました。2月の利用集積計画では、196筆、計334,841.29㎡について農地中間管理権の設定がありました。今回の配分計画では、37人の借り手に212筆 計362,685.29

m²貸借権等が設定されました。今回の利用配分計画では、16筆の耕作者変更に伴う配分計画の変更を含んだ計画となっております。年数が10年未満のものにつきましては、耕作者変更に伴う利用配分計画の変更でございます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか、ないようですので議案審議の方に移ります。

まず、議案第475号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第475号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年4月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が4件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。では、議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、余呉町下丹生地先の田1筆、1,418m²を賃貸借権で取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、水稻の刈り取り後を確認しました。現在、申請地は譲受人が耕作されていますが、農地法等の手続きが未手続であるため今般正式に賃貸借による耕作を行うために申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、余呉町下丹生地先の田1筆、1,357m²を賃貸借権で取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、水稻の刈り取り後を確認しました。現在、申請地は譲受人が耕作されていますが、農地法等の手続きが未手続であるため今般正式に賃貸借による耕作を行うために申請に至ったものです。

番号3、土地の表示、加田町地先の畑3筆、937m²を、売買で取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ、ハウスでサボテンの栽培をされていました。譲渡人は県外に居住されており申請地の管理ができないことから、現在、申請地の耕作を行っている譲受人と贈与の話がまとまり申請に至ったものです。

番号4、土地の表示、今荘町地先の畑2筆、846m²を売買で取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ、草刈り等管理されていました。本案件は3月定例総会でご議決いただきました、空き家付農地の案件でございます。今般、申請農地と今荘町の空き家を購入し移住されるために本申請に至ったものです。

以上、番号1から番号4につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等

地域農業者との関わりの方、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第475号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第475号について、ご意見ご質問を求めます。

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第475号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第476号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第476号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年4月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第476号につきましては、今月の締切までに10件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、※印（こめじるし）がついています案件につきましては、さる3月24日に農地等調査委員会の將亦委員長、18番の保積郷司委員、7番の八若和美委員と協議し、提出している案件です。現地調査につきましては、令和2年4月3日に7番の八若和美委員、9番の北村富生委員をお願いします、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

申請番号1、東主計町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、既存の施設の拡張のために供する場合、既存施設の敷地面積の1/2を超えない範囲に限っては、例外的に許可できることになっており、今回の場合、既存施設が2170㎡であり、転用面積は980㎡であること

から許可相当と判断しています。

隣接農地所有者、地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。なお、申請地は農用地区域でありましたが、令和元年11月の定例総会において農業振興地域整備計画の変更について議決され、令和2年1月30日に公告され、白地となりました。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、東主計町地先、田、980㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場及び資材置場とした申請です。周囲の状況は、北は水路、南は宅地、東は農地、西は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の南側で鉄加工部材を使用する住宅建築製品の製造、加工を行っている会社です。仕事は軌道に乗っており、今後、住宅建築の需要が増えてくることから、新たに駐車場及び資材置場の整備を計画し、現在の事務所兼資材置場で適地を探されたところ、譲渡人と売買で話がまとまり、申請されたものです。

コロナウイルスの影響で先行きが心配とおっしゃってはおられましたが、転用許可が下り次第、着工を計画されております。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されていることから、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、高月町渡岸寺地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。高月支所から北へ、50mほどに位置します。公共施設から概ね300m以内であることから、第3種農地と判断しております。第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。なお、本案件は開発許可案件です。

本案件の詳細につきましては、北村委員よりご報告をいただきます。

(北村委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、高月町渡岸寺地先、田、4,643㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸工場とした申請です。周囲の状況は、北は用悪水路、南は道路、東は鉄道用地、西は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地に併設する農業機械部品を製造する親会社の子会社であり、主にグループ会社の不動産関係の運用を業務とする会社です。今回、景気が上向いていることから親会社が工場拡大を計画したため、既存工場付近で適地を探されたところ、譲渡人との間で話がまとまり、申請されたものです。なお、本計画は、グループ会

社全体の計画であり、進入経路は親会社の入り口から進入され、施設内を經由し、申請地から公道に抜ける計画です。また、形態については、子会社が親会社へ賃貸される形態です。

現地調査を行った結果、開発許可案件であり、雨水、排水対策も計画され、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、益田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、益田町地先、畑、456㎡、契約内容は売買で、転用目的を物置及び駐車場とした申請です。周囲の状況は、北は水路、南は農地、東は道路、西は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されています。これは、譲受人が昨年、駐車場として造成されたとのことです。譲受人は造成地の指導を挟んで向かい側に親子2世帯で居住しています。以前から自家用車の駐車スペースが手狭であったことから、駐車場を整備する計画を立て、適地を探されたところ、譲渡人との間で話がまとまり、昨年に整備されたとのことです。今回、不動産資産の整理を行ったところ、農地転用の手続きが未手続あることが判明したため、申請されたものです。なお、本案件は事前着工であったため、農地転用の手続きを行うために、先立って自ら表土をめくり、是正されておりました。

現地調査を行った結果、一部駐車場でありましたが、大部分が是正され、計画については、雨水、排水対策も計画されていることから、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、錦織町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請

地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、北村委員よりご報告をいただきます。

(北村委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、錦織町地先、畑、190.39㎡、契約内容は売買で、転用目的を物置及び駐車場とした申請です。周囲の状況は、北と東は農地、南は道路、西は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は、同集落内に居住しています。以前から駐車場で手狭であり、また畑作業に必要な農機具の保管場所を探していたことから、今回、駐車場と物置の設置を計画され、適地を探されたところ、譲渡人との間で話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、七条町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。なお、本案件は市街化調整区域内であるため、開発許可案件です。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、七条町地先、田、214㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北と東は宅地、南は道路、西は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は、市内のアパートに夫と2人で住んでいます。今後、家族が増えることを考え、住宅を建築する計画を立てられ、二人の職場の中間に位置するところで適地を探されたところ、譲渡人との間で話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、開発許可案件でもあり、雨水、排水対策もしっかり計画されていることから、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお

願います。

(事務局)

申請番号6、下八木町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、北村委員よりご報告をいただきます。

(北村委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、下八木町地先、畑、133㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北は宅地、南は雑種地、東は道路、西は農地です。

写真をご覧ください。借受人は市内のアパートに妻と子供2人と住んでいます。子どもの成長に伴い、現住宅が手狭になっており、また、子供の面倒も妻の両親にみてもらうことから、妻の実家付近で住宅を建築する計画を立て、適地を探されたところ、妻の父親である貸渡人との間で話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されていることから、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。なお、本案件は開発許可案件であり、都市計画法に基づく用途地域内での申請です。その場合、特例により土地のみの造成が可能となり、分譲宅地を目的とする転用申請です。また、令和2年2月定例総会で議決された埋蔵文化財発掘調査を目的とする一時転用許可についても完了届が提出されています。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、土地の表示、内保町地先、田2筆、1,776㎡、契約内容は売買で、転用目的を分譲宅地とした申請です。周囲の状況は、北と東は道路、南と西は農地です。

写真をご覧ください。申請地は表土が掘られています。これは、埋蔵文化財発掘調査の跡です。譲受人は市内で不動産業を営む会社です。今回、申請地で分譲宅地を転用する計画を立て、適地を探され、譲渡人との間で話がまとまり、3月に埋蔵文化財発掘調査が完了したため、分譲宅地を目的とした申請されたものです。

現地調査を行った結果、開発許可案件であり、雨水、排水対策もしっかり計画され、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、宮部町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落から外れ、北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設を集落に接続して設置する場合には、例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。

隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、北村委員よりご報告をいただきます。

(北村委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は、土地の表示、宮部町地先、田、999㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は、北は農地、南は雑種地、東は農地、西は用悪水路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の南側や西側に隣接するリフォーム会社とガソリンスタンドの経営者です。また、申請地から北に約500mにある住宅に住んでいます。仕事は軌道に乗っており、今後、住宅リフォームの需要があることから、現資材置場が手狭となることから、自宅や会社付近で適地を探されたところ、譲渡人との間で話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も計画されていることから、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、鍛冶屋町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落

の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。なお、本案件は転用目的が一般住宅で計画面積が519㎡です。一般住宅が転用面積は500㎡までが基準となっています。それを超える場合は、土地の形状、残地の効率的な利用の可能性等から総合的に判断することになっています。このことを農地等調査委員会の事前当番委員で協議したところ、申請地は山林に囲まれた集落内であり、形状もいびつであり、残地の効率的な利用についても望めないことから、妥当な規模であると判断をいただいております。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は、土地の表示、鍛冶屋町地先、畑、519㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北は水路、南と東は宅地、西は道路です。

写真をご覧ください。借受人は申請地に隣接する住宅に住んでいます。現住宅が老朽化してきているため、新たに住宅を建築する計画を立てられ、適地を探されたところ、父親である貸渡人との間で話がまとまり、現住宅の隣の土地に建築を計画されたものです。また、申請地は道路に面していないため、通常なら住宅の建築ができませんが、現在の住宅敷地を、建築基準法に基づき、進入路として敷地設定をすることで、接道していることになり、住宅建築が可能とのことでした。また、現住宅の残地は自動車関係の展示場等に活用する計画にあると聞いております。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されていることから、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号10、月ヶ瀬町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、北村委員よりご報告をいただきます。

(北村委員)

番号10について報告します。航空写真をご覧ください。番号10は、土地の表示、月ヶ瀬町地先、畑2筆、1,549㎡、契約内容は寄付で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、北と東は水路、南は宅地、西は水路と農地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに竹林となっています。これは、昭和38年頃に譲渡人の先代がされ、現在に至っているとのこと。譲受人は申請地の南側に隣接する宗教法人のお寺です。現在のお寺には駐車場がなく、門徒の葬儀や法要の場合は、路上駐車場がされている状況であり、今回、その状況を改善するため、駐車場を整備する計画を立て、適地を探されたところ、門徒から寄付との申し出があったため、申請されたものです。

現地は既に竹林になっており、所有者は県外で居住されております。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されていることから、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第476号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(近藤委員)

番号6の※印(こめじるし)の部分について、何か課題があったのか。番号10についても、調査委員会等にかかる必要があるのかどうかお聞きしたい。

(事務局)

番号6につきましては、※印(こめじるし)の付け誤りになり、現地調査の結果、農地でございました。番号10につきましては、写真で見ていただきました通り、竹林、山林原野化されておりましたので、こちらにつきましては農地調査委員会にかけさせていただきました。昭和38年、随分前からこの状態だという事で、一般案件として取り扱っております。

(会長)

他にございませんか。他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第476号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第477号、農用地利用集積計画案について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第477号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和2年4月10日 長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対による利用権設定の案件と、所有権の移転案件がございます。相対による利用権の設定につきましては、貸し手31人に対して借り手が10人で、筆数は49筆、合計の面積で、89,083㎡を利用権設定される計画です。

次に、所有権の移転につきましては、所有者1名、取得者1名、筆数は1筆、面積は347㎡を所有権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後方が、利用権設定についてと記載されているページの番号1から番号49につきましては相対によるもので、すべて地元農業者および認定農業者に利用権設定される計画です。

次に、所有権移転につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第477号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第477号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申したいと思います。

(会長)

次に、議案第478号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第478号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和2年4月10日、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、議案書にございますように、今回湖北土地改良区から申し出がありました49件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借および使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者から土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第478号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは議案第478号、土地改良事業参加資格交替承認申請についてこれを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に、議案第479号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第479号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、承認を求めます。令和2年4月10日、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は、長浜市空き家付農地の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に、取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、公示したときは、その面積と規定されており、今回、公告しようとするものです。議案書の別紙記載のとおり、今般告示を行う布勢町地先の畑2筆については別段の面積を0.1アールに規定するものです。本案件については、空き家バンクに空き家と農地の登録をされ今般売買の話がまとまり申請に至ったものです。さる3月18日現地委員であります北村委員と事務局で現地調査を行った結果、124番1については一部、竹等が生えているが伐採の途中であり、伐採完了後は畑としての利用は可能である。また、1426番は草刈等管理がなされており、耕作再開も容易であることから、別断面積の公示を行っても問題ないとの意見をいただいております。また、3月24日事前審査委員会の当番委員協議を行っていただいた結果も同様に問題なしと意見をいただいております。本総会にてご議決をいただいた後に、告示を行い別段の面積を設定した後に農地法第3条の申請へと進んでいく段取りとなって

おります。

以上をもちまして、議案第479号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第479号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第479号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、提案どおり設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案のとおり設定することとします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、報告、及び協議事項について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、令和2年4月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和2年5月の農業委員会定例総会につきましては、令和2年5月12日、火曜日の午後1時30分から、こちらについては高月支所、3階、3A会議室で予定をしておりますので、よろしくをお願いします。

3点目、令和2年5月の農地転用の現地調査につきましては、令和2年5月1日の金曜日、午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員は、10番の大塚委員、11番の堀田委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくをお願いします。

4点目、令和2年4月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和2年4月21日、火曜日の午前10時から、こちらにつきましても本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、20番の松居委員、1番の小畑委員です。よろしくをお願いします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございますか。

(北村委員)

布勢町で耕作田を買われた方が、非常に静かで良い所だとおっしゃっていると話がありました。ずっと住んでいると分かりませんが、都会から来られる方とはやはり感じ方が違うなと思います。そういう意味では農村を宣伝して知ってもらおうということが必要だと思います。

(会長)

他にご意見はございませんか。

(池田委員)

研修で行きましたそばの件について農業経営塾が出来なかったのが非常に残念です。

(会長)

振興部会の書面提出は、振興委員だけですか。

(事務局)

振興委員会につきましては書面議決という事で、今回につきましては今年度の事業計画の確認という事と、いくつかの8.1調査に出させていただきますアンケートの案をいただければと送らせていただいております。特にご意見等がなければ事業計画につきましては昨年同様に、コロナの影響がございますので未来塾や県外研修等はどうなるのか不安なところはございますが、一定、昨年通りの進め方をしていきたいと思っております。8.1調査のアンケートにつきましても、今回で決定ということではなく、次回以降もご意見をいただく機会を設けたいと思っております。

(会長)

他にご意見はございませんか。

(小畑委員)

よく農地に看板が設置されておりますが、取り扱いに許可は必要あるのですか。また、規制等もありますか。

(事務局)

支柱の基礎の部分の面積のみ転用が必要です。営農型太陽光発電施設と同じように、支柱の部分の基礎も含めてその部分の転用が必要になります。また、審査は設置されることによってその農地の営農に支障が無いようにという形の審査になります。

(会長)

いろんな所へ設置となると気を付けないといけません。

(小畑委員)

よくあることだが、地主は知っているが耕作者は知らなかったということがあります。
その後、地主と耕作者の間で言った、言っていないのトラブルになる可能性もあります。

(会長)

そういったことの無いようにしていきたいですね。

他にご意見はございませんか。他にご意見等ないようでしたら、これで総会を終了いたします。ご苦労様でした。

また、活動記録につきましては、机の上に置いて提出してください。

(閉会)